

電気取扱業務に係わる特別教育

(低圧充電電路等、開閉器操作業務の特別教育)

1. 低圧電気取扱特別教育とは

(1) 危険または有害な業務に従事する者に対する、法定の教育の一つです。

対象は、労働安全衛生法第59条第3項(労働安全衛生規則第36条第4項)に基づき交流600V以下、直流750V以下の充電電路の敷設、若しくは修理の業務、低圧電路の充電部分が露出している開閉器の操作をする人です。

(2) 特記事項

①労働安全衛生法による安全の教育ですから、電気事業法による電気主任技術者や電気工事士の資格を有していても特別教育の受講が必要です。

②特別教育の実施責任は、事業者にあります。

③18歳以上でなければ、当該業務につくことはできません。

2. 講師派遣：

特別教育の実施義務者である事業者(貴社)に、(社)日本労働安全衛生コンサルタント会神奈川支部が、貴社に経験豊富な講師を派遣いたします。

※貴社に講師を派遣する場合の条件等を次に示します。

3. 出前講習：

事業者である貴社が、特別教育を実施出来ない場合は、事業者に代わって安全衛生団体(例：労働安全衛生コンサルタント会)等が実施することが認められています。ご相談下さい。その場合、当会が特別教育修了証の発行を致します。

お問い合わせ	(社)日本労働安全衛生コンサルタント会 神奈川支部 〒231-0026 横浜市中区寿町 1-4 神奈川労働プラザ7階 電話 (045) 633-3618 FAX (045) 633-3618 事務所対応時間： 毎週火曜日から木曜日の午前10時～午後4時 E-mail: info@conkana.org URL: http://www.conkana.org/
--------	--

特別教育に講師派遣いたします！

講師： (社) 日本労働安全衛生コンサルタント会神奈川支部会員の有資格者

実施場所： 貴社にて会議室（研修室）をご用意下さい。

研修人員： 約 10 名から 30 名程度

実施期間： 1 日間

実施内容： 安全衛生特別教育規定（昭和 47 年労働省告示第 92 号、平成 13 年改訂）によります。
今回の特別教育は、学科教育 7 時間と開閉器の操作の業務のための実技教育 1 時間です。活線作業及び活線近接作業の方法の実技（法定時間は 7 時間）は含みませんので、この部分は貴社にて別途実施をお願いします。

必要機材： PC プロジェクター、ホワイトボード、マーカー（3 色）、拡声装置、デモ機器類を展示するテーブル、をご用意下さい。PC は講師が持参します。

テキスト： テキストは「特別教育用テキスト 低圧電気取扱安全必携」中央労働災防止協会発行（定価 630 円平成 22 年現在）を使用します。補助教材として講師準備の PowerPoint を使用して行います。受講者の方々の講習資料の印刷、テキストの手配は貴社にてご用意下さい。弊社で用意することをご希望であれば別途ご依頼下さい。

修了証： **法令では、事業者に特別教育実施の記録の保存が義務付けられています**
修了証が必要な場合、貴社にて発行をお願いします。

カルキュラム：

	科目	時間	
1	開講挨拶、事務連絡		貴社
2	1. 低圧の電気に関する基礎知識 (電気の危険性、短絡、漏電、接地、絶縁)	1 時間	
3	2. 低圧の電気設備に関する基礎知識 (配電、変電、配線、電気使用設備、保守)	2 時間	
4	昼食		
5	3. 低圧用の安全作業用具に関する基礎知識 (絶縁用保護具、防具、検電器、安全用具)	1 時間	
6	4. 低圧の活線作業および活線近接作業の方法 (充電電路の保護、作業者絶縁保護、作業管理)	1 時間	
7	5. 低圧の活線作業および活線近接作業の方法 (救急処置、災害防止)	1 時間	
8	休憩		
9	6. 関係法令 (労働安全衛生関連法規)	1 時間	
10	7. 開閉器の操作に関する実技	1 時間	
11	終了挨拶、事務連絡		(貴社)

安全衛生特別教育規定により科目と時間が定められています。

「出前講習」いたします！

講師： (社) 日本労働安全衛生コンサルタント会神奈川支部会員の有資格者

実施場所： 貴社にて会議室（研修室）をご用意下さい。

研修人員： 約 10 名から 30 名程度

実施期間： 1 日間

実施内容： 安全衛生特別教育規定（昭和 47 年労働省告示第 92 号、平成 13 年改訂）によります。
今回の特別教育は、学科教育 7 時間と開閉器の操作の業務のための実技教育 1 時間です。
活線作業及び活線近接作業の方法の実技（法定時間は 7 時間）は含みませんので、この部分は貴社にて別途実施をお願いします。

必要機材： PC プロジェクター、ホワイトボード、マーカー（3 色）、拡声装置、デモ機器類を展示するテーブル、をご用意下さい。PC は講師が持参します。

テキスト： テキストは「特別教育用テキスト 低圧電気取扱安全必携」中央労働災防止協会発行（定価 630 円平成 22 年現在）を使用します。補助教材として講師準備のパワーポイントを使用して行います。受講者の方々の講習資料の印刷、テキストの手配は当方が手配致します。

修了証： 法令では、事業者特別教育実施の記録の保存が義務付けられています
修了証は当会が発行致します。

カリキュラム：

	科目	時間	
1	開講挨拶、事務連絡		貴社
2	1. 低圧の電気に関する基礎知識 (電気の危険性、短絡、漏電、接地、絶縁)	1 時間	
3	2. 低圧の電気設備に関する基礎知識 (配電、変電、配線、電気使用設備、保守)	2 時間	
4	昼食		
5	3. 低圧用の安全作業用具に関する基礎知識 (絶縁用保護具、防具、検電器、安全用具)	1 時間	
6	4. 低圧の活線作業および活線近接作業の方法 (充電電路の保護、作業員絶縁保護、作業管理)	1 時間	
7	5. 低圧の活線作業および活線近接作業の方法 (救急処置、災害防止)	1 時間	
8	休憩		
9	6. 関係法令 (労働安全衛生関連法規)	1 時間	
10	7. 開閉器の操作に関する実技	1 時間	
11	終了挨拶、事務連絡		(貴社)

安全衛生特別教育規定により科目と時間が定められています。